

茨城県普及活動検討会（外部評価）実施要領

1. 趣旨

本要領は、「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和2年8月31日2生産第829号農林水産大臣通知、以下「運営指針」という。）及び「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（令和2年8月31日2生産第1005号生産局長通知、以下、「ガイドライン」という。）並びに「茨城県協同農業普及事業の実施に関する方針」（令和3年3月29日付け農技第1206号農林水産部長通知、以下、「実施方針」という。）に基づき、協同農業普及事業の一環として「茨城県普及活動検討会（外部評価）」（以下、「検討会」という。）を実施するものとし、その実施に関しては、運営指針、ガイドライン及び実施方針に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 目的

県は、検討会を原則として年1回開催するものとし、普及指導計画に定めた普及指導課題の課題解決に向けた取組とその成果について内部評価を報告し、評価委員から客観的な視点における評価を得ることで、次年度以降の普及活動計画の改善を図る。

3. 評価委員の選定

県は、先進的な農業者や地域リーダー、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者から評価委員を選定するものとし、評価委員の構成は以下のとおりとする。

- （1）評価委員は、委員長1名、評価委員4名の計5名とし、委員長は、検討会の進行及び評価委員の意見のとりまとめを行う。
- （2）先進的な農業者や地域リーダーは、県農業経営士等とする。学識経験者は、関東近県の大学教授又は同等の経歴と専門的な知見を有する者とする。農業関係団体、消費者、マスコミ、民間企業等は、協同農業普及事業や農業に対する見識を持つ者の中から、適任者を選定する。

4. 外部評価

（1）評価内容

主要な普及指導計画に関する評価内容は、次のとおりとする。

ア 普及活動の計画

課題・対象の選定、普及指導計画の作成、目標設定 等

イ 普及活動の方法

活動体制、活動手法、関係機関との連携 等

ウ 普及活動の成果

普及活動の経過と成果、内部評価結果 等

（2）評価委員の視点

評価委員は、以下の表に示す視点から評価を行うものとする。

なお、評価の委嘱を行わない分野については、その分野で期待される視点での評価を、他分野の委員に依頼するものとする。

分野	期待される視点
先進的な農業者や地域リーダー	・ 先進的な技術や情報を踏まえた指導・支援が行われたか ・ 先進的な農業者からの高度・専門的な相談等に対応できたか ・ 新規就農者の育成や新規品目導入者等の相談に対応できたか ・ 女性農業者の育成や活躍を支援できたか 等
農業関係団体	・ 産地・地域全体の底上げに資する指導・支援が行われたか ・ 農業関係団体との連携や役割分担を踏まえた指導・支援が行われたか 等
消費者	・ 安全な農畜産物の供給に資する指導・支援が行われたか ・ 地域全体の底上げに資する指導・支援が行われたか 等

学識経験者	・先進的な技術や情報を踏まえた指導・支援が行われたか ・効率的・効果的な指導・支援が行われたか（普及技術の観点から） 等
マスコミ	・効率的・効果的な指導・支援が行われたか（他産業との比較から） ・他産業等の先進的な情報を踏まえた指導・支援が行われたか 等
民間企業	・民間企業との連携や役割分担を踏まえた指導・支援が行われたか ・他産業等の先進的な情報を踏まえた指導・支援が行われたか 等

5. 評価結果等の反映

県は、評価結果から対応策等を作成し、次年度の農業改良普及指導計画書や専門技術指導員（農業革新支援専門員）の活動に反映させるものとする。

6. 結果の公表

県は、評価結果及び対応策等について、インターネット等により公表するものとする。

7. その他

この要領に定めるもののほか、活動検討会の実施にあたって必要な事項は別に定める。

付 則

1. この要領は、平成25年9月19日から施行する。
2. 茨城県普及活動外部評価実施要領（平成14年7月30日施行）は、本要領の施行に伴い廃止する。
3. 平成27年11月13日 一部改正。
4. 平成28年7月5日 一部改正。
5. 平成30年4月1日 一部改正。
6. 令和2年9月7日 一部改正。
7. 令和3年10月18日 一部改正。
8. 令和6年8月1日 全部改正。